

第18号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の趣旨と内容

(1) 介護保険料基準額等の改定 資料1 資料2

今後さらなる高齢化が進むとともに、75歳以上の人口も増加することが想定される。これに伴い、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加など、介護事業にかかるサービス量や費用の増加が見込まれることから、条例第13条に規定する第八期（令和3年度～令和5年度）における第一号被保険者の介護保険料基準額等を改定する。

- ① 介護保険料基準額 年額73,200円（第七期 年額67,200円）
※月額6,100円（第七期 月額5,600円）
- ② 保険料段階を区分する基準所得金額の変更（第8・9・10段階）

(2) 税制改正に伴う介護保険制度における合計所得金額の定義の見直し 資料2

介護保険制度においては、第一号被保険者の保険料の段階の判定に、所得を測る指標として地方税法上の「合計所得金額」を用いている。

平成30年度税制改正および令和2年度税制改正により、「合計所得金額」に関する改正が行われ、介護保険料に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、国において介護保険法施行令規定の見直しが行われた。これに伴い、以下の2点について見直しを行う。

- ① 平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。これに伴い意図せざる影響や不利益が生じないように、合計所得金額の計算にあたり、給与所得の金額および公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。
- ② 令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、これに係る長期譲渡所得から100万円を控除することができることとされた。これに伴い、合計所得金額算出の際の特別控除に「一定の要件を満たす低未利用地を譲渡した場合の100万円」を追加する。

2 施行期日 資料2

令和3年4月1日

第八期 第一号被保険者保険料基準額等の改定について

第八期の介護保険料基準額等について

- 年額 73,200円（第七期 67,200円）
- 月額 6,100円（第七期 5,600円）
- 保険料段階を区分する基準所得金額の変更
 - ・第8段階 ー前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満 ⇒ 120万円以上210万円未満
 - ・第9段階 ー前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満 ⇒ 210万円以上320万円未満
 - ・第10段階 ー前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満 ⇒ 320万円以上500万円未満

国標準段階	国料率	区段階	対象者	保険料率	保険料(月額)		保険料(年額)			
					第七期との差	第七期との差				
1段階	0.5	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.25 ※	1,525円	18,300円				
					+125円	+1,500円				
		2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.25 ※	1,525円	18,300円				
					+125円	+1,500円				
2段階	0.75	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.30 ※	1,830円	21,960円				
					+150円	+1,800円				
3段階	0.75	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.65 ※	3,965円	47,580円				
					+325円	+3,900円				
4段階	0.9	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	5,185円	62,220円				
					+425円	+5,100円				
5段階	1.0	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00 (基準額)	6,100円	73,200円				
					+500円	+6,000円				
6段階	前段階に定める割合を超える割合で区が定める割合	7	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.05	6,405円	76,860円				
					+525円	+6,300円				
7段階		8	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.20	7,320円	87,840円				
					+600円	+7,200円				
8段階		9	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.40	8,540円	102,480円				
					+700円	+8,400円				
9段階	10	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.65	10,065円	120,780円					
				+825円	+9,900円					
				11	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.95	11,895円	142,740円		
							+975円	+11,700円		
12	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満の人	2.15	13,115円	157,380円						
			+1,075円	+12,900円						
13	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35	14,335円	172,020円						
			+1,175円	+14,100円						
14	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人	2.80	17,080円	204,960円						
			+1,400円	+16,800円						

※第1段階～第4段階については、消費増税による低所得者の保険料軽減措置として、国基準額に乗じる割合で区が設定した保険料率より減じ、実質の負担保険料率を設定している。

・第1段階:0.45→0.25 ・第2段階:0.45→0.25 第3段階:0.55→0.30 第4段階:0.70→0.65

品川区介護保険制度に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○品川区介護保険制度に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年 3月28日 条例第19号</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 <u>3万2,940円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 <u>3万2,940円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万260円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万1,240円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万2,220円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万3,200円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>7万6,860円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>○品川区介護保険制度に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年 3月28日 条例第19号</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者（法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 <u>3万240円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 <u>3万240円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万6,960円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万7,040円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>5万7,120円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>6万7,200円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>7万560円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下<u>この項において</u>同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>

新	旧
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>8万7,840円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>10万2,480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>12万780円</u></p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>14万2,740円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>15万7,380円</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>8万640円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>9万4,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>11万880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>13万1,040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>14万4,480円</u></p>

新	旧
<p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(1 3) 次のいずれかに該当する者 17万2,020円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(1 4) 前各号のいずれにも該当しない者 20万4,960円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、1万8,300円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万8,300円」とあるのは、「2万1,960円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万8,300円」とあるのは、「4万7,580円」と読み替えるものとする。</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯員」という。）の前年度分の区民税の課税非課税の別を基に第13条第1項の規定により区分し、その者の区分に応</p>	<p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(1 3) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(1 4) 前各号のいずれにも該当しない者 18万8,160円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の令和2年度における保険料率は、1万6,800円とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万6,800円」とあるのは、「2万160円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第4号に該当する者の令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万6,800円」とあるのは、「4万3,680円」と読み替えるものとする。</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯員」という。）の前年度分の区民税の課税非課税の別を基に第13条第1項の規定により区分し、その者の区分に応</p>

新	旧
<p>じた同条に規定する額を12で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、または当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 第一号被保険者および世帯員につき、第1項の区民税がない場合は、当該第一号被保険者および世帯員に係る当該年度分の他の特別区における区民税または市町村における市町村民税を第1項の区民税とみなす。</p> <p>付 則</p> <p>（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>第8条 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</u></p> <p><u>第9条 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>じた同条に規定する額を12で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは当該年度分の保険料が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、または当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 第一号被保険者および世帯員につき、第1項の区民税がない場合は、当該第一号被保険者および世帯員に係る当該年度分の他の特別区における区民税または市町村における市町村民税を第1項の区民税とみなす。</p> <p>付 則</p> <p>（品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>第8条 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。</p>

新	旧
<p><u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第13条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	